# 伴信友全集

第四

さるははじめより御母額田姫王と御心を合せ給ひたりしなるべし、かゝりければ、額田姫王も召納れて、更に妃(キサキ)とし給ひたりとぞきこえたる、そも〳〵男女(イモセ)の道は、上つ世はおのづから神ながらに、おほらかなる定りありて、後の御世の令(ミサダメ)のごとく、嚴しくはあらざりけれど、この御兄弟またこの姫王のごとき、まほならぬ御行(ミフルマヒ)は、をさ〳〵きこえず、さればまことは、かの三山の喩歌の事にはじまりて、御兄弟の御中のしたには親睦からず、つひに壬申年のゆゝしき諠事も、それにきざせるにはあらじかとさへに、かしこくもおしはかり奉られてなむ、

伴信友全集第四大尾



明治四十年四月二十日印刷
明治四十年四月廿五日發行

非賣品

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
國書刊行會代表者
編輯兼發行者　市島謙吉

東京市本所區番場町四番地
印刷者　本間季男

東京市本所區番場町四番地
印刷所　内外印刷株式會社

# 比古婆衣目錄


卷之一

日本書紀考……五
日本紀年歷考……一三
干支唱考……二八

卷之二

腹赤……三一
月日の蝕をはえといふ由……三九

卷之三

天石屋……四七
口女……四八
隼人の狗吠……五二
少名毘古那神御名義……五六
倭建命の御名の唱……五七
建內宿禰の名の唱……五八
倭日向武日向彦八綱田……五九
南方刀美神社二座考……五九
仁德紀中築而の字また全勉……六一
みを……六四
寧字をむしろと訓む論……六六
きぬ〳〵……六七
あくがる……六八
たゝらめの花……六九

卷之四

唱更國……七三
あまのまてかた……七四
白うるり……七八
玉まく葛……七八
そやし豆……八〇
續日本紀の中なる古き錯亂の文……八一
をかしといふ言の論……八一
安米都知誦文考……八四
太爲爾歌考……九〇
玉蜻考……九一
天地を袋に縫ひて云々といへる事……九八

卷之五

喚子鳥……一〇〇
してのたをさ……一一〇
朝顏……一一三
えみし……一一五
さくさめのとし　あとうかたり……一一八

卷之六

撰續日本紀次第考……一二三
令義解及令集解　三代格　政事要略缺本考……一二八
三代實錄……一二九
類聚國史……一三一
大鏡……一三三
水鏡……一三四
增鏡……一三五
見在書目錄を寫して奥に書つけたる……一三七
新修鷹經……一四〇

卷之七

鐸考……一四四
むさしあぶみ……一四七
みつわくむ　みつはさす……一五四
いそひたひ……一五八
鹿をすがる又かせぎともいふ由……一五九
鹿のちがへ……一六六
驛起稻……一六八

卷之八

新國史考……一六九
附扶桑集、扶桑略記……一七五
本朝世紀考……一七六
附史官記○國史後抄……一八一

卷之九

荷前……一八七
變三色奇蟲……一九三
七日の青馬白馬……一九六
風俗歌の加比加禰……二〇六
肯字の訓詞……二〇七
からいしもの……二一〇

卷之十

誄詞……二一一
遊部……二一八
古事記傳漢樣御諡附考……二二六

卷之十一

右近の馬場のひをりの日とよみきたれることの論……二三〇
きつにはめなんくたかけ……二三七
かさゝぎと云ふ鳥に二種ある事……二四〇
よりべの水……二四五
止の字を登の假字に用ふる事……二四九
いくさといふ言……二五〇





職人歌合にみえたるなさうといふもの……二五二
ほそちにつけてあえずとよめる歌詞……二五三

卷之十二

踏歌考……二五五
あらればしり……二七三
進樂久、進禮樂久と云詞の論……二七五

卷之十三

風土記考……二七七
附總國風土記○民部省圖帳……二八一
榮花物語（一名世繼）……二八四
附續世繼（一名今鏡）……二九〇
陸奥郡數考……二九三

卷之十四

多米宿禰本系帳考……三〇三
附新撰姓氏錄本編抄本考……三〇八
霽景樓……三一一
負專考……三一九
病を久須々といふ言の論……三二四
年號白鳳……三二五

卷之十五

崇神紀なる小兒の神託の詞……三二八
久夫都々伊、伊斯都々伊……三三一
火國名號、景行天皇の御船火國に着たる故事
また不知火……三三二
齊明紀童謠推釋……三三八
姓氏錄に米餅搗と書る人名の訓、又桑の事……三四三
鬼室集斯墓碑考……三四五

卷之十六

皇胤紹運錄本名由來考……三五〇
讀愚管抄……三五三
參考源平盛衰記……三五七
小松內府育王山金渡しの事……三六〇
楠正成天王寺未來記披見の事……三六八

卷之十七

本草和名傳抄の論……三七〇
菊……三七五
附そか菊○紫の一本○菊合○菊のさせ綿……三八一
菊と藤袴とまぎらはしくきこゆる事の論……三八八

卷之十八

鶺鴒考……三九一
あふな〳〵……三九四
おぎろ……三九七

上手下手……三九八
八橋……三九八
川菜……四〇一
がのの詞主客の差……四〇二
しるよししてかりにいにけり……四〇三
をがたまの木……四〇三
駿河國名義……四〇八
われから……四〇九
かほとり、かほ花……四一〇
かきつばたの事……四一一
巻之十九
あまのさかて……四一二
稻負鳥……四一四
百千鳥……四二一
迦倶良考……四二二
めとにけづり花……四二四
穢多……四二八
鹽尻……四二九
布久利都岐……四三〇
鹽湯……四三〇
百年にひとゝせたらぬつくも髪云々……四三一
巻之二十
美多萬乃布由、又美多萬布利と云事の考……四三四
眞名昨……四三七
高砂の尾上……四三八
矛鑓根源……四四〇
はじく、はぐ……四四三
鹽椎神……四四四
秋しべ……四四五
陵……四四五
與津棄戸……四四八
於與豆禮言考……四五〇
七相菅……四五〇
あしつゝ……四五一
久毛草多知久母……四五三
かつの木……四五三
續日本紀の中なる年代暦といふものゝこと……四五六
（原本ニ目錄ナシ今便利ノ爲ニ之ヲ作リテ附ス）

# 比古婆衣日錄終



# 比古婆衣一の巻

伴信友稿

## ○日本書紀考

日本書紀、もとは日本紀と題られたるを、おほよそ弘仁の年中より、文人たちの書字を加へて、日本書紀とも稱へるより起りて、遂に題名となりしと見えたり、然るは續日本紀に、養老四年云云舍人親王奉勅修日本紀と有を始め、六國史は更なり、古書どもには、悉く書字なきを、釋日本紀に引たる、この紀の弘仁私記序に始めて日本書紀と見えたり、日本後紀に、弘仁三年六月戊子、是日始令參議從四位下紀朝臣廣濱、陰陽頭正五位下阿倍朝臣眞勝等十四人講日本紀散位從五位下多朝臣人長執講とあり此時の人長の私記なり、永正奥書本の書籍目錄に、弘仁四年私記三卷、多朝臣人長撰とあり、また此紀の竟宴歌の本に、延喜六年天慶六年の度ともに日本紀竟宴各分レ史得云云幷序と書き出して（これより前、元慶六年の度も、日本紀竟宴云云と此竟宴文はなし）序其序文には、ともに日本書紀と書り、歌の書は、契沖が宗尊親王の眞跡なりといふを、肥後國熊本にて臨摸し來れるを、元祿十三年に、今井似閑に與へたる自筆本による、普通の寫本には、延喜六年の序文には、書字脫たり、これら決く、文人の潤色作爲なるを、始めに日本紀竟宴と書出たるは、舊名に依れるなるべし、文章のいたく漢ざまなるをも思ふべし、さて延喜六年の序の作者は、三統宿禰理平なり、又朝野群載に載たる承和三年に記せる廣隆寺緣起、釋日本紀に引たる延喜講記にも、日本書紀と見えたり、萬葉集中に、日本紀また日本書紀ともあれど、後人の勘文と見えたれば、論ふべきにあらず、さて上に擧たる弘仁より前の書どもには、續日本紀なるはさらにて本朝月令に引たる、高橋氏文に載たる、延暦十一年三月十八日の太政官符に、日本紀と見え、日本後紀に、延暦十六年二月の下、また弘仁三年六月の下にも、日本紀とあり、但し同紀大同元年七月の下に、是日勅命據日本書紀云云とあるは、後人の加筆が今他本なければ挍べき由なし、古語拾遺卜部家傳來の奥書ある古本の奥に、此文を引たるにも書字あるは此本に據れるものなるべし、又按ふに後紀は、承和七年に奏進られて、弘仁より廿餘年後に撰れたる書なれば、當時の名目もて記されたりしにもあるべし、さて又後紀の延暦十六年二月の下なるは、續日本紀の撰はじめ給へる時の詔詞にて、前日本紀とあり、こは續日本紀に對へたる文なり、さて其次の文に其續日本紀の事をさへに、單に日本紀とあり、古書どもに續日本紀より以下の國史どもを、すべて日本紀と云ること例あり、大神宮諸雜事記天平神護二年神宮燒亡條に、日本紀二部と見えたり、此記いと古く撰たるものならねど、もはら古記どもを書集たる書と見えたれば、當時號名の一證とすべし此後の古き書どもにも、日本紀と書るは甚多く、日本書紀と書るはをさ〳〵有ことなきをもて、日本紀といへるが原よりの名なる事を知べくぞおぼ

をりたれば、ひをりの日とは云なりとぞ、秦の兼方は申けれども、あらてつがひの日も引をれりおぼつかなしと見え、又今鏡高倉院天皇の御世に記せる書とみゆ、清輔ぬしの老の世頃なり しきしまの打聞の巻にいづれのとしにか侍りけん右近馬場のひをりの日にやありけん中略ひをりといふ事はおぼつかなき事に侍るとかや、兼方はまてつがひと申侍けるとかや、匡房中納言の江次第とかやにも此事は見え侍るとぞきゝ侍し」としるせり、今江次第の諸本を見るに、ひをりの日といふことみえずはやくより件の文をよみ誤てそのかみさる虚言せる人もありしにこそ、さてまたいはゆる右近の馬場の日とは、其馬場にて馬射を行ふ日といふ意にてそのかみ然云なれたりしなるべし今も馬を乗習はす日を定めおきて、其日を某處の馬場の日ともいふがごとし、左近も准へておもふべし但し儀式國史等を併考るに業平朝臣の頃ははやくより五月五日六日天皇武徳殿に幸して、内馬場にて馬射を覧はし給ふ式なりけれど、御世々々其式行はれし事の史に載られたるはいと稀なるをおもへば、右近馬場にて代行はる、例なりしときこえたり、然れば右近の馬場のといへるは上に擧たる今昔物語集によれば六日の式を右近馬場にて代へ行はれし眞手結の時の事に當れり この馬射行はれし趣古と後との沿革ありてきこゆる事ども は別に論ふべし

附考

萬葉集四巻聖武天皇海上女王に賜へる御歌に「赤駒之越馬柵乃縁結師妹情者疑毛奈思 此馬柵を鈴屋翁のウマセと訓れたるを、略解にも用ひたり、さて女王の御和歌に「梓弓爪引夜音之遠音爾毛君之御幸乎聞之好毛、この四の御句を岡部翁の説に幸げ事の字の誤にてみことと訓べし、御言なりといはれたり とみえたる馬柵は舊訓のごとくウマヲリとよむべし、またヲリとも云べし、後に字音にて埒と云へるものなるべしさて本のごとく赤駒之越とよみてはウマヲリにてもウマセにても御歌の意通えがたし、之は不の誤又之とは本のまゝにて其下に不字脱たるか にてコサヌとよむべし、一首の御意は赤駒の集中たゞ馬と云ふべきを赤駒とよめる例多し、こは毛色の美しきをめでて詞をかざりたるなり 越えがたき埒の標結しごとく女王の奥まり おはしまして外に出給ふ事のなければ疑ひ思ほす事なしとなり 越る馬柵とよみては、すべての意きこえず、さて人の行の取締なきを放埒と云ふを、下學集に人不順法度如生馬放埒也と注し、また書の名は忘れたり、中昔の俗語に野競馬など云ふ言のきこえたるもともに柵なき場を、馬を乗はしらかすにたとへたる意なるを、此馬柵の御歌の御意に反さまに及ぼして心得べきなり しかるを本居翁の説に十四巻東歌に「久敝こしに麥はむ駒のはつ〳〵に逢見し子らしあやにかなしも、とあるを或本に、宇麻勢胡之に云々、十二巻に「柜楉越（マセコユ）に麥はむ駒の言らゆれど猶し戀らく忍ひかねつ、とある柜楉も舊訓マセ とあるを改てウマセ とよみて馬柵をもウマセとよむべきよしいはれたれどいかが、マセはマセガキともいひて楉又竹などにてかりそめにする墻を云へり、今もなべて畠などにゆひまはす垣これなり、マセは馬塞の義なるべし 見忌抄に載たる、寛治八年前大判事藤原有眞の勘答の文中に、假令郷内有作田云々、作人等爲防牛馬自然掃垣於四面云々、また 康和三年範政の勘答の文中に、郷内作田垣内穢若爲一曲者云々、爲防放畜遣掃垣之間、自然數十町被棧柵之内非必一曲云々といへる事見えたり、一曲の曲は字書に局と通用とす、此勘文中に一局と書るところも見えたれば通はし用ひたるにて、局は田法に若干坪といふ坪と又通はして書ならひたりしなるべし、さて件の爲防放畜遣掃垣といへるは、馬寨の義に合ひ被棧柵之内とはその垣の内の方よりいへる言なり、是にて馬塞とかの馬柵との義おのづからその差別きこえたり、かくて和名抄に釋名云籬以柴作之（一本に竹垣藩籬）言疎離也、和名末加岐一云末世とあるは馬塞のごとくかりそめなる垣をも、なべて末世とも末加岐とも轉しいふうへの名もて注されたるものなり、末加岐は馬垣の義ときこえたり、萬葉集にマガキを前垣と書るは借字の略訓にて、六帖に山賤のかきほにかこふませ垣の云々、などかりそめなる垣をもいふは其マセ垣越しに麥はむ駒の云々とよめるなり十四巻の宇麻勢胡之と云へるウマセも同言なり、また久敝越にといへる久敝はいま東語に垣をクネとも云ふと同言にて、もと同歌の首句をクベともウマセとも二さまによみ傳へたるものなるべし、これにて馬柵と宇麻勢との差別もさだかなるがごとくおもはる、を 字書どもに、柵は編竪木爲欄と注ひ、また埒は封道也又堤也などみえて、埒はもと土もて封堰たる處をいへりときこえ、皇國にて埒といふは、上に辨へたるごとくチリに當りて楉竹などもて作れるをいへば、埒よりも柵とかけるかた字の本義にはちかく なほ人々にもかたらひあはせておもひさだむべし（馬射式沿革の考、伊勢物語由來の考可書入）

○きつにはめなんくたかけ

むかし男みちの國にすゞろに行いたりにけり、そこなる女、京の人はめづらかにやおぼえけむせちに思へる心なん有ける、さてかの女「なか〳〵に戀にしなずはくはこにもなるべかりけりたまのをばかり、歌さへぞひなびたりける、さすがにあはれとやおもひけんいきてねにけり、夜ふかく出にければ女「夜もあけばきつにはめなんくたかけのまたきになきてせなをやりつる

按にこは雞の宵鳴といふ事したるを、まことの曉がたぞと心得て男の歸りたる跡にて詠たる趣の歌なり夜ふかく出にければとある文にかけ合せておもふべしかくて歌の二句の、きつにはめなんといへる言は、平田篤胤が話におのれが生土の出羽の秋田わたりにて太き丸木を鑿て作れる水槽を

キッといひて人家の門に居置て、常の用ひ水とするところあり、老人に問ふに此キッむかしはおほかた家毎に門に居置くならひなりつるが、近きころやうやく大瓶などを用ふる事となり又其をだに置かぬ家も多くなりて、今はキッある家はまれなれば其名だに知らぬ人はたおほかめりといへり、これ古き東語にてきつにはめなでの歌はもし〳〵は鶏をそのキッてふ器の水中にうちはめむといへるにはあらじかといへり おのれ又後に、秋田人高階貞房に問ふにもはら篤胤の云へるに同じ、猶その後おくの國人に問ひ試るに有り無し知りしらずとり〳〵なる中に、所によりては尋常のごとく板にて合せ造れるをキッといふともいへり、キッは木櫃の約りたる言なるべし、キもヒも共にイの韻ある言なれば、ヒを省きていはむ事ことに例多し、板にて造れるをいふは名の轉れるなり、予さきに下野の二荒路にても家の門に板にて造れる水槽を居置たるを見あたりて、其名をとふに水ためにてさふらふといらへて、はかばかしき名はきこえざりこはいと希しき説なるにつきてなほ考ふるに、今も鶏の宵鳴するを凶みてしかさせじとするにはその鶏の腹をしば〳〵水に漬し冷せばその事止むものなり また雌鶏の卵を孚さむとて塒に在を、止させむとするにも然すれば止むるものなり、そは腹の熱をさまず術なりとそ、宵鳴を止むるも同じことわりなるべし女その鶏のまたしも宵鳴せむことを悪嫌て明旦きつの水に打沒入むといへるなり 水などにハメ、ハムルなどいふは、今の世の俗言のごとくきこゆれどさにあらず、萬葉十七に、鶯の鳴く闇谷に字知波米底云々、土佐日記に船中の事を記せる文に、ゆくりなく風ふきて、こげども〳〵しりへしぞきにしぞきて、ほと〳〵うちはめつべし云々、鏡をたいまつるとて海にうちはめつれば云々などなほありさてくたかけは腐鶏にてクタのタ清むこ ろによむべし その鶏をいたく悪み罵たる言にてくたけくさるといふとおほかた同じほどの事を通はしいへる詞にて、宇治拾遺物語に男の詞に、ものもおぼえぬくさり女といへるもくたり女といはむに同じいひざまなるを、このくだかけと云へるにおもひ合すべし、さてそのクタとクサと通はしたる例は、まづクタは萬葉集にうの花を令腐霖雨のなどみえて、くた腐字を書り、此詞後の世にもきこえたる詞なり、また萬葉集に豊後のくたみ山を朽網山と書るは、朽字をくたに用ひたるにて風土記にはその地名のくたみを球覃と書て、もとは臭泉といへるを訛りたる由みえたり、くさの意はことなれどこれもくさとくたとかよはしいへる例なり、又繼體紀に爛をクタルまたタヾルと両かたに訓り、このクタルもクサルと通はしたる古言にてクタリ、クタルなど活く詞ときこえたり、但しくたすといへる詞の中には損なふ意に轉したりときこゆるもあり、此詞の委しき考は別にいふべし、さて奥義抄にくたかけの條に、くたはくつといへるにてくつにはとりとよめるにやとみえたり、此文きゝとりがたし、おもふにくつは原本にくちと書たるを、くつとまがへて誤寫せるにはあらざるか、しからば朽の意なるべければおのれが考よりもいとはやくいはれたるを舊説にそのくつを塵芥の意にとりていへる説はうけがたし、又塵嚢抄にくたかけの事を、常ニ聞ク處ハ狐ニクラハレテ、クツ庭鳥トイフ云々、又證本ニハ、クロカケト書タリ、烏鶏ナリト云々異説區ナルベシ」といひ、また近き頃百濟鶏なりなどいへる説もきこゆれど、論ふにも足らずこほと、ぎすなどいへると同趣なるいひざまなり萬葉集八巻十巻などにしかよめるが見えたり せなをやりつるは夫を歸し遣りつるなり、一首の意は、夜明なばキッの水にうち入ましと腐鶏よ汝が宵鳴したるを曉がたぞとおもひてまだ夜ふかきに夫を歸しやりつるがくやしと

よ、またの夜よりはしか宵鳴はせさせじとなり 古今和歌六帖に「夏の夜のこもちがらすのたからかに夜ぶかく鳴て君をやりつる、とよめるこゝろばえ、おもひ合すべし、舊説にきつにはめなでは狐にしも夜の明くるをまちてその鶏を食せむとおもひいふべきにはあらざるをや、夫木抄に「人も見ばあなしら〳〵し老狐いとどもひるのまじらひなせそ、古事記八千矛神の沼河比賣を婚にいでましゝ時の御歌に、阿遠夜麻邇奴延波那伎佐怒都登理岐藝斯波登與牟傳波都登理迦祁波那久宇禮多久母那久那留登理加許能登理母宇知夜米許世泥、この終の句打膨めむと乞望ふ意なりと鈴屋翁いはれたり、又和泉式部集に、とりのこゑにはかられていそぎいでてにくかりつれば、ころしつとてはれにふみをつけて給へれば「いかゞとはわれこそおもへあさな〳〵猶きかせつるとりをころせば、これら男女の間はかへさまながらおのづから此歌も上にみえたるくはこにもとよめると同じくひなびたる女の口つきに眞情のあらはれていとあはれにぞ聞ゆるかし

○此歌の初句奥義抄に我宿のとあり、當時然書たる本もありしなるべし、夜も明ばといへるよりは情あさくおとりてきこゆ、二の句きつにを或書に此書名忘れたり花鳥物語に、きつねはめなでとありと云へり、こはねはにの誤か、又さかしらにしか書たるにもあるべし、いづれにもこのところにては狐とはいふべきにあらず、又はめなんは諸本のごとくはめなでにてはめずしてといふ詞の意にきこえて古語の例にかなひがたく古今集に「見るめなき我身をうらとしられねばかれなであまの足たゆくる、伊勢集に、見もはてゞ空にきえなでかざりなく、竹取物語の文に、ぬれたるきぬをだにきかへなでなむたちまうで來つる、此ほかなほ多かりもと、のひがたくおもはるゝに、奥義抄の一本にもはめなんと書るがみえ、眞名本に爲食と書るもはめなんといふ假字に塡たる書ざまなるがうへに、おのが見たる一本の中に、はめなんと書り、義かなひてきこゆればはめなんとあるを正しからむとして採れるなり、古の假字のさま上の字より連ね書るにんとてとはことにまぎらはしく見ゆれば、はやくより書誤れるかたの本の多きなるべし 但さばかり古き寫巻にもあらざれば、その本書は普通のごとくはめなんと連れ書りけるを、其んをてと見誤れるわざならむもしらず、然あらむにはこれもむかし誤りけむ趣を、かへさまにおもひ准ふべし 屋代弘賢主のもたれたる古筆の本にははめな手と書りとぞ、こは牟を草の手に牟と書けるを手の草書に見なしてあやまりたるにもやあらむ

○おのれさきに伊勢物語の中に見えたる事どもこれかれ考そめたる下書のありつるを、あるふる翁のき、およびて平田篤胤を中人にて乞へるまゝに見せたる中に、件のきつにはめなむの説もありつるを其をかへして後二年ばかり經て、文化十年にかの翁伊勢物語の異本どもを校へ合せ奥にいさゝか考説を書加へて板本にしたるを、篤胤におくり

ておのれにも同じやうにとてとりつたへけるとき、篤胤かたりけるは考説の中のきつにはめなむの條をよみて、かの翁にぬしの考とて記されたるきつのことはもとおのれが心つきて信友にかたれるに、信友それにつきて考たる説にてさきにとりつたへて見せたる草稿に記せる趣にはあらずや、さるをぬしの始て考出たるごとく記されたるはたがへるに似たりといひければ、さりけり〳〵されどきつのことはなほおのれもかの國人に尋ね合せて書記すとてもとよりうべなる説なりとおもひたるが、己が心のあるじのごとくなりて考主のことをわすれてかく記せるは誤なりき、さはいへど今はかく彫本にものしてやむ事なきあたりにもまゐらせたれば書も改がたければ、おもひのどめて信友にもよくつたへてよといはれつとかたりき、そも〳〵學の道は大なるすぢも小なることもただ世に明ならむ事をおもふおほやけわざなれば、たれかれと考主をあらそふべきにあらず、こととにかゝるいさゝけ事の考説などはさらなり、さればさて有なむを、かの翁の考説とて記されたるはおのれが草稿とは疎にていひたらぬこゝちせらるれど、かの翁の考説にゆだねて草稿をかいやりすてむもさすがにて、こたびもの、ついでに其草稿をもとり出していさゝか文をあらためて人にあつらへて書とゝのへたるなり、忘れたりかの翁よりさきに文化のはじめつかた此草稿を藤井高尚にも見せたりけるが、こはありのくたりいひて吾説を約めて伊勢物語新釋といふに書のせて同十二年に板本にしたり、これも己が考説をはぶきたるところありてなほあかぬこゝちせらるればかたがたさらにものしつるなりなほよく考へさだむべし

○かさゝぎといふ鳥に二種ある事

かさゝぎと云ふ鳥に二種あり、まづ其一種はもと韓國の産にて漢國にて鵲といへるものにてその皇華に渡り來し始は、日本書紀に推古天皇の御世六年夏四月難波吉師磐金至自新羅而獻鵲二隻、乃俾養於難波杜因巢枝而産之と見え、其杜は難波の古圖に、玉作村の邊に鵲森と載せる處あり、今も其わたりに當れる處に森あり、小社ありて森宮といへり、むかし其邊に本願寺某上人偶居の事ありきこえたり、天正八年のころ本願寺織田信長公と軍して和睦の後、紀伊國に退きて在ける寺を鵲森御堂とて今も在とぞ、むかしの地名なるつゞいて呼べるなるべし、こは難波人



の話を併て説へるなり、さて書紀にまたその後は天武天皇十四年五月新羅王の獻物の中にも鵲二隻と見えたり其が名は本草和名抄等に鵲は和名加佐々木と訓るものこれなり、さて其はもと皇華言もて負せたる名にはあらで新羅の國言もて呼びなら、るものになんありける、其はもろこし宋世に孫穆と云へるが朝鮮國の事を記せる鷄林類事と云書にその國語どもを載たる中に、鵲曰喝則寄と註せりしかるに朝鮮の崔世珍が著せる訓蒙字會と云書に此書明の嘉靖六年に著せる由序にみゆ皇朝の享祿元年なり漢字の鵲をおのが朝鮮にて呼名に當て諺文字もて加佐とよむべく注せり字會鵲字の下に諺文にて、가작작と注せりこれを諺文の例に據りて讀むに、가は加、작は佐なり、此二字引合て加佐とよむべし、さて其下なる작は志也久なり、鵲字の音を注せるなり、然るに新井君美主の書されたるものに今の朝鮮語に鵲を加之と云へりと云はれたるは、かの加左とやうにいはゆる喝則寄云へるだみ言を然きゝなしたる説なるべし

の署言なるべし、しかれば鵲を加佐々木と云ふはもと韓言の名なるをそのかみ磐金が新羅より持歸りてその國言に加佐々木と呼ぶ由奏して獻りけるが今に其名の傳はれるものなりけり、かくて此鳥の事のふるき書に見えたるは爾雅翼抄に鵲は尾極長脊短、水邊にはすまず山木にすむ一名飛駮といへり、天川のかさゝぎの橋と云ふも是なり全白鷺の類に非ず、鳥鵲橋列浪往來など申を誤て黒きものにこそ云ひ習はしたれ冬至日巢つくり初めて春子をうむものなり自注に云見毛詩箋成尋阿闍梨の在唐記に云、見鵲鵲似烏頗小腹白背黒羽白斑也といへり、鵲鵲は烏鵲也中略播磨國風土記に引佐郡船引山と云ふ此山有鵲烏世俗云韓國烏栖枯木穴春見之夏不見と云へり、此國にもあるものにこそ」と記せり、件の風土記の外にまさしく鵲のありし趣を記せるものいまだ見あたらず世の希ものなりけらし日本紀略に、貞元元年二月廿九日但馬國言上、出石大社内烏鵲集會古老曰國内第一靈社也烏鵲蚊虻不入云仍有占トとみえたるはたゞ烏を烏鵲と文なし書るなるべし

さてその鵲の形狀は漢籍本草綱目に李時珍が曰、鵲烏屬也大如鴉而長尾尖脊黒爪綠背白腹尾翮黒白駁雜上下飛鳴云々、段成式云鵲有隱巢木如梁云々などあり、此鵲の形狀なるもの近世西國の方所所にいできてなべては朝鮮烏と呼びまた所によりて高麗烏唐烏とも呼び國烏といへるにおのづから合へ或は褐烏などり呼べり そは尾長烏の類と見えてや、頭背黒く褐色のにほひありて肩のあたりに白羽あり、翅は黒く綠みて光あり、尾は同じ色して身よりも長くて星あり、又いさゝか羽色の異なるもあり、烏に雜りて居る處もありとぞ、世に捕養もとから國より渡り來れるが漸に蕃息たるなりと語り傳ふとぞ、これいはゆる漢國の鵲にてこなたにては古より韓言に呼び傳へたる加佐佐木なるべし、かくて古歌どもにもはらかさゝぎと

も葉つきたり、裏いさゝか白みたり、此葉に因て生る蟲あり、本草和名にヌデノキノムシ書くなり字は楙雞と　といへり、その蟲の着たる處を俗にふしと云　汁に和はせ用ゐ鹽黒めする鐵

るもの本草和名傳抄康頼撰に五倍子、美々不之生三層葉なり上藻鹽草の和名の部にも五とあるが雅名なるべし倍子、みゝふしとあり　かれ、ふしの木ともいへるなり

さて東遊歌に［　　］とあるも此萬葉の歌

［　　］さて此木の方言尾張上總わたりにてはノデ、上野信濃わたりにてはオッカド、三河わたりにてはユルダ　ヌルデの奥の津訛なり

はふしの木、若狹わたりにてはゴマノキといへりとぞ、なほ國々にして異輕にてはゴマノキといへりとぞ、なほ國々にして異なる名あるべし撞鐘の鉤木には多く此木を用ふるなり、そは木質ねばくしてたはむことなく、又いかにしても、たはめなるゝ事なしとぞ、又或人漢籍に掌樹といへるも同種にて、たはめむとすればかへりて反張せんとする勢ある木なりと見えたりといへり、されば堪へ勝の義にてかつの木といへるにもやあらん、さて和名抄に穀とあるは異なり

○續日本紀の中なる年代暦といふもの、こと

續日本紀大寶元年三月甲午廿一日の下に、依二新令一改制二官名位號一云々、合十二等、始停レ賜レ冠易以二位記一、語在二年代暦一○同紀八月丁未七日先レ是遣二大倭國忍海郡人、三田首五瀬於對馬島一治二成黄金一云々、又贈右大臣大伴宿禰御行首遣二五瀬治レ金、因賜二大臣子封百戸田四十町一　註年代暦曰於後五瀬之詐欺發露、知贈右大臣爲五瀬所誤也

後人の傍書を分書せる事疑なし、上文に語在二年代暦一とあるも後人の傍書なるを落字と見誤りて、はやく本文に書入たるものなるべし、年代暦の上の註字はもと傍書の又傍などに書そへたりし字なるべし、紀中事在二別式一など記されたる事あれど、年代暦など云ものにゆづりて然記さるべきにあらず、五瀬が詐欺發露の事など記せる由みえたるをおもへば史外に年代暦と云る古書ありて御世々々の事を記せる一種の書なりけむ、さて又すべて此續紀にをり〳〵分註あるは多くは傍書と見えたり、一二卷はことに多し

## 比古婆衣二十の巻　終



## 追加　以下二件は黒川本には無きを存採叢書本に見えたればこゝに加ふ

まかだち

古事記傳十七二十丁に從婢之を書紀に侍者欽明紀侍者遊仙窟に婢また侍婢などみな然よめり前子等等の意なるべしといはれたり信友按に目繋立なるべし女は人にあからさまに面の見ゆる事を恥る情なるもの故長人の婦は婢を前に立て、歩くめり　今も長家の婦人はさるさまなりは遠く望るときなどに目の上邊に掌をさし繋て見るなどに專云へり［　　］にまかげをさして云々とあるなどこれなりかざすといふ詞もこのマカゲをさすと云と同言にてそのカザスのカ又カクルなどのカもカゲのケを省たる言ときこゆるにもおもひ合てマカゲをマカといへるを知るべしなほいはゞ日影の覆も目の光を覆ひへだつる由なり又御殿の事を天の御蔭目の御陰といふも大小は異なれども同意なり

故婦人に侍る婢をまかだちといへるなるべし

海神宮

筑前國志摩郡毛屋村に屬る毛屋の大門は玄海灘と云へる海中へさし出たる山の埼の岩窟なり當國の貝原篤信云神代に海神窟中二三町ばかり船にて入るに水の滴り落るなるが二所へ拔出る穴道ありて其直に至る穴の奥を知らず神異き事ありと云ひ傳へて深く入ものなしこれ大古海宮と往來せる道なりといへり彦火火出見尊の海宮に到り給へる當時日向國より物し給へると紀に聞えたるが其日向といへるは今の筑前後なるべしなほ考さて此毛屋の内なる畑地の字にうがや屋敷といふがあり又御產屋跡とて芝を殘したる處ありて不淨を近くる事を忌ならひなり又豐玉姬社龍宮社大祖宮社祭神彦火火出見尊と云ふも同地にあり毛屋村に鹽筒翁宮といふがありて今はいと小さき社にて農民八兵衛といへるもの、家の裏にあり天明九年の比彼八兵衛が妻に件の鹽筒神の神託ありて彼海宮へ行幸の舊事などを語りけるとぞ此事のさまをこまかに筑前國主の正し給ひやがて宮地を海邊に移し再興ありて彼八兵衛を奉仕かの妻をも共に仕へさせ給へりとぞ

三代實錄元慶四年三月廿二日の下に筑前國正六位上賀津間神无間勝　マナシカタ間によしあるにか

式に筑前國糟屋郡志加海神社舊事紀に底津少童命中津少童命上津少童命此三神者阿曇連等齋祀筑紫斯香神

和名鈔に當郡に志河阿曇鄉あり

式に筑前國宗像郡往吉神社

萬葉七に千磐破金之三崎乎過顯吾者不忘牡鹿之須賣神

西國の蟹の語りけるとて其方人の話りけらく深き海底は何のも大かた陸地の形狀に合せて異なることなし山岳あり草木あり草は藻の類杉などの類其外殊に大きなるがあり生物にむれとあるものは魚にてくさ〴〵あり

各其族の集り居る處あだかも陸土の村落の趣にて一區だちたる處あ


2231



# 伴信友全集第四

## 例言

一本編には、比古婆衣、及び長等の山風の二種を收む。

一比古婆衣二十卷　本書は、信友翁多年國史國文につき、研究せし考說を集めたるものにして、翁の事々物々に就き、如何に細心なる考究を積まれたるかを伺ふに足る。讀者繙て其眞價を知るべし。

一本書編輯順序、傳寫の諸本不同にして一定せず。されば卷一より卷四までは板本により、卷五より卷二十までは二十卷本により、順序を定めたり。

一本書曩に卷一より卷四まで出板し、近來近藤氏存採叢書に卷五より卷十一まで出板したれども、全本ならず。こゝに收むるとこ

ろは廿巻本にして、翁の自筆本によりて校訂せり。

一長等の山風二巻附錄四巻　本書は弘文天皇の御事蹟に關して記し奉りしものにて、自筆稿本には淡海朝考とあり、長等の山風は蓋し後に改めし名ならん。書中叙述の大綱は弘文天皇御降誕の事、御卽位の事、壬申の年は大友天皇の御世なる事、崩御地の事、御子孫の事、御母宅子娘の事、御妃十市皇女の事、附錄にはこれに關連せる壬申紀證注、壬申年の官軍の中に其名きこえたる人々、吉野皇子に從ひて其名きこえたる人々、吉野皇子に從ひたる事の其年の紀には見えずして天武二年紀より續紀に及ぶまでの史に見えたる人々、年號の論、持統天皇草壁皇子尊高市皇子尊珂瑠皇子尊の御うへの事、天智天皇立太子及大兄名稱考、三山考論等を詳に記せるものにして、記事の精細なる、立論の正確なる、翁一代の大作たり。殊に壬申の功臣に對しては、後大津朝の爲には



叛臣なりと論ぜる一事、最も其識見を觀るべし。

本書伴翁自筆稿本を以て校訂す。

一此全集材料蒐集につきては、若狹小濱人和田信二郎氏の盡力によること多大なり。其他或は內閣文庫、靜嘉堂文庫の秘藏の本を得、或は谷森善臣翁、文學博士井上賴圀氏等の指導を受け、本集を大成するを得たり、茲に附記してよろこびを述ぶ。

明治四十年四月